



電子納税のしかた(源泉所得税)



国税電子申告・納税システム (e-Tax) の利用のための事前準備 (裏面をご覧ください。) の後、電子納税が可能となります。

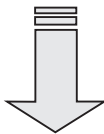
ダイレクト納付やインターネットバンキングを利用した源泉所得税の納付のしかたは次のとおりです。

1. 徴収高計算書データの作成・送信

e-Tax ソフトを利用して徴収高計算書データを作成します。

開始届出を送信し取得した「利用者識別番号」と e-Tax に登録した「暗証番号」を用いて e-Tax にログインし、作成した徴収高計算書データを送信します。

※ 納付すべき税額がない場合 (納付税額 0円) の徴収高計算書データについても送信することができます。



【お知らせ】

e-Tax を利用することにより所得税徴収高計算書 (納付書) が不要となる方につきましては、「所得税徴収高計算書用紙の送付の要否」欄の「1 送付不要」を選択し、徴収高計算書データを送信してください。次の年末調整関係書類送付時より納付書の送付を省略いたします。

2. 納付方法の選択

e-Tax ソフトのメッセージボックスから「納付区分番号通知確認 (受信通知)」を表示し、納付方法を選択します。

① ダイレクト納付を利用する場合

画面の「ダイレクト納付」のボタンをクリックします。

② インターネットバンキングで納付を行う場合

画面の「インターネットバンキング」のボタンをクリックし、画面の案内に従い、お取引先の金融機関のインターネットバンキングにログインします。



3. 納付指図

① ダイレクト納付を利用する場合

すぐに納付する場合は、画面の「今すぐ納付を行う。」をチェックし、「OK」をクリックすると、届出をした預貯金口座から納付金額が振り替えられ、電子納税が完了します。

納付日を指定して納付する場合は、画面の「納付日を指定して納付を行う。」をチェックし、納付日を指定します。

② インターネットバンキングで納付を行う場合

インターネットバンキングにログインすると、払込情報が画面に表示されます。払込情報を確認し、払込を実行することにより、利用者の指定口座から払込金額が振り替えられ、電子納税が完了します。

※ 1 納付期限内に徴収高計算書データを送信した場合であっても、期限後に電子納税を行ったときは、延滞税や不納付加算税などを負担しなければならないこととなりますのでご注意ください。

2 ダイレクト納付の場合、振替完了後、メッセージボックスに「ダイレクト納付完了通知」が格納されますのでご確認ください。また、納付日の指定を行った場合は、預貯金口座の残高をご確認ください。

(①ダイレクト納付を利用する場合)



e-Taxを利用して源泉所得税が納付できます!

インターネットにアクセスできるパソコンをお持ちの方は、次の手順で事前準備を行うことにより、**国税電子申告・納税システム(e-Tax)**を利用した電子納税ができます。

電子納税には、①**ダイレクト納付**を利用する方法、②インターネットバンキングやATM等を利用して納付する方法があります。

ダイレクト納付とは、事前に届出をした預貯金口座からの振替により、簡単なクリック操作で即時又は期日を指定して納付することができる電子納税の新たな納付手段です。

ご利用開始までの流れ

1 e-Taxの開始届出をオンラインで行います。

e-Taxをはじめてご利用になる場合は、e-Taxの開始届出を行ってください。開始届出はe-Taxホームページから行うことができ、利用者識別番号がオンラインで発行(通知)されます(開始届出は、所轄税務署に書面で提出することもできます。この場合、税務署から利用者識別番号を記載した通知書が送付されます。)



2 税務署又は金融機関に対し電子納税のための手続を行います。

① ダイレクト納付を利用する場合

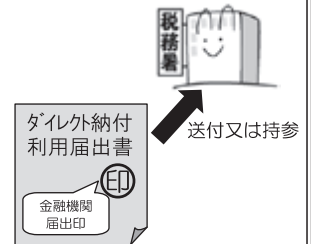
ダイレクト納付利用届出書を所轄の税務署へ書面で提出します(金融機関届出印の押印が必要となりますので、オンラインでは提出できません。)

ダイレクト納付利用届出書を提出いただいてから利用可能となるまで、1か月程度かかります。

利用可能な金融機関につきましては、国税庁ホームページでご確認ください。

② インターネットバンキングで納付を行う場合

金融機関とインターネットバンキング等の契約をします。電子納税を利用するためには、お取引先の金融機関で「税金・各種料金払込みサービス」(ペイジー)が提供されている必要がありますので、あらかじめ金融機関にご確認ください。



3 パソコンにe-Taxソフトをインストールします。

e-Taxソフトをインターネットに接続したパソコンにインストールし、初期登録を行います。

これで電子納税の準備は完了です。「電子納税のしかた」は、裏面をご覧ください。

※ e-Taxソフトは、e-Taxホームページからダウンロードしてください。

初期登録の手順については、e-Taxホームページをご覧ください。



4 電子証明書を登録します。

(e-Taxを源泉所得税などの「電子納税」に限り利用する場合は不要です。)

電子証明書を登録することにより、所得税、法人税、消費税及び地方消費税などの電子申告や各種申請・届出の提出についてもご利用いただけます。

e-Taxで使用可能な電子証明書については、e-Taxホームページをご覧ください。

なお、電子証明書の取得方法及び費用については、各発行機関へお尋ねください。

※ ICカードタイプの電子証明書をご利用になる場合は、ICカードリーダーが必要になります。



詳しくは、e-Taxホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。